

2 老齢年金について

(1) 老齢厚生年金等の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金^{※1}は、生年月日に応じて支給開始年齢を1歳ずつ引き上げ、最終的には、昭和36年4月2日以降に生まれた方からは、65歳から年金が支給されます^{※2}。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

※1 老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。（P6参照）

※2 女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等（1号厚年期間）がある方の場合、その期間分の老齢厚生年金は、生年月日に応じて次表のとおり支給されます。

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
昭29.4.2～昭33.4.1	60歳	昭37.4.2～昭39.4.1	63歳
昭33.4.2～昭35.4.1	61歳	昭39.4.2～昭41.4.1	64歳
昭35.4.2～昭37.4.1	62歳	昭41.4.2以降	65歳

(2) 各老齢年金等の概要

支給開始年齢等	61歳 (S29. 10. 2～S30. 4. 1生) 62歳 (S30. 4. 2～S32. 4. 1生) 63歳 (S32. 4. 2～S34. 4. 1生) 64歳 (S34. 4. 2～S36. 4. 1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤年金払い退職給付
(旧3階)	④職域年金相当部分(経過的職域加算額) ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	
		③加給年金額(該当者のみ)	
1階		⑥老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

①② 老齢厚生年金(被用者年金) (2階部分)

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

①特別支給の老齢厚生年金 (60歳～64歳)	②本来支給の老齢厚生年金 (65歳～)
◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1年以上</u> あること	◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1月以上</u> あること
◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること	◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること

【年金額】 老齢厚生年金は、組合員期間と報酬等を基礎として計算されます。



厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。(P18 参照)

③ 加給年金額(該当者のみ) (2階部分)

加給年金額は、年金請求者が65歳到達時に、次の条件に当てはまる場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金保険の加入期間が20年以上
- ◆ 65歳に到達した時、年金請求者によって生計維持されている、次表に該当する配偶者又は子がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和2年度)
配偶者	65歳未満	年収850万円未満 (又は所得655.5万円未満) ^{※1}	390,900円/年
子	①18歳に達する日の属する年度末までの間にある子 ②20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある子		◎1人目・2人目の子 各224,900円/年 ◎3人目以降の子 各75,000円/年

※1 収入又は所得が限度額以上でも、定年等の理由（自己都合によらないもの）により年金請求者が65歳に到達した日から5年以内に限度額未満になると見込まれるときは該当します。



加給年金額対象者である配偶者が障害厚生年金又は障害基礎年金又は加入期間20年以上の老齢厚生年金（老齢基礎年金は対象外）を受給している場合（全額停止の場合を除く）は、加給年金額の支給が停止されます。

④ 職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）

共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

⑤ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）

年金払い退職給付は、平成27年10月の年金一元化に伴い創設された公務員の年金制度です。半分は、支給期間を終身とする終身退職年金、半分は有期退職年金（支給期間を20年（240月）、10年（120月）、一時金から選択）として支給されます。

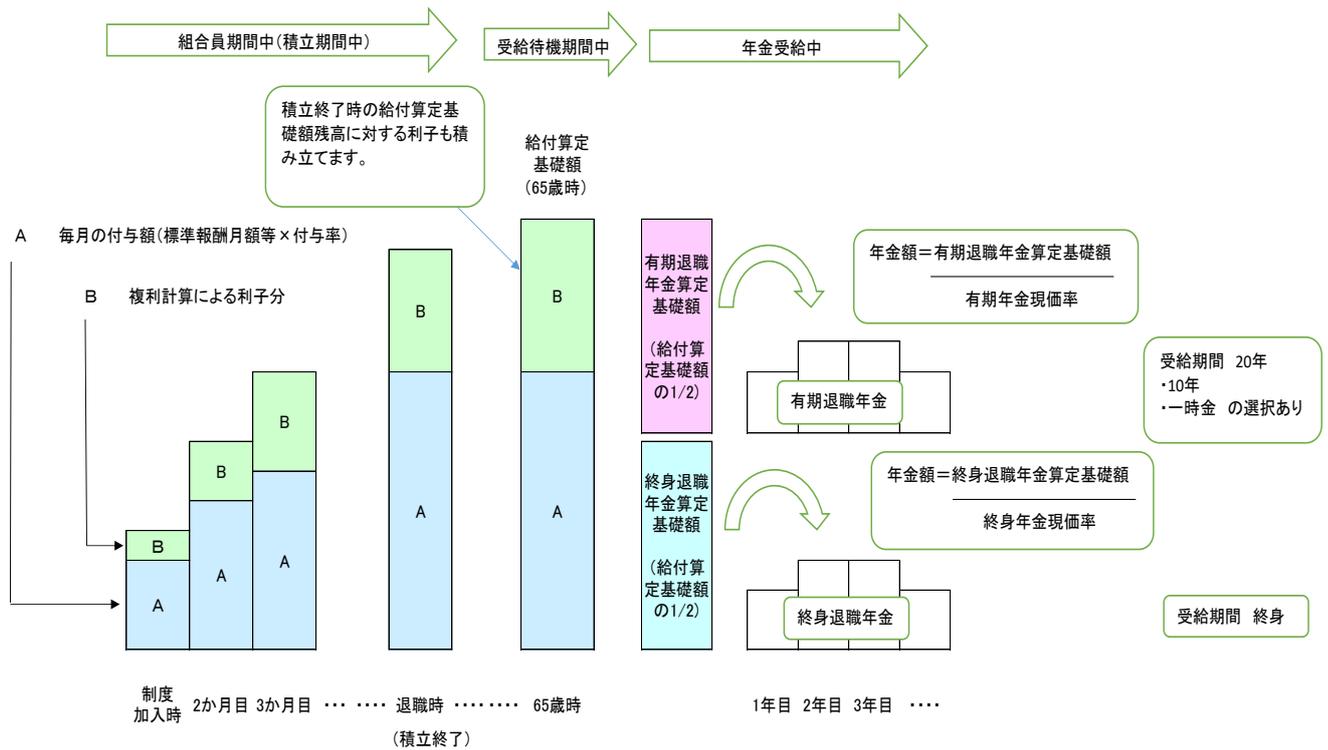
【支給要件】 次のすべての要件を満たしている場合に支給されます。

- ◆ 1年以上の引き続く組合員期間を有すること^{※1}
- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 退職していること

※1 平成27年10月1日以降の組合員期間。

平成27年10月1日以降の組合員期間が1年未満でも、平成27年10月1日をまたぐ1年以上の引き続く組合員期間がある場合は支給。

積立時と受給時のイメージ図



【参考】職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）と
年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）の比較表

	職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）	年金払い退職給付（新3階部分）
支給開始年齢	特別支給の老齢厚生年金と同じ	65歳以上の退職者
支給期間	特別支給の老齢厚生年金と同じ	年金額の1/2→終身 年金額の1/2→有期 (20年、10年、一時金から選択)
計算の基礎となる組合員期間	平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
財政方式	現在の現役世代（被保険者）の保険料により受給者の年金を支給する「賦課方式」	積み立てた保険料を原資として年金を受け取る「積立方式」

⑥ 老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

【年金額】 781,700円^{※1}／年（40年間保険料を納付した場合）

※1 令和2年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



保険料納付期間が40年に不足する場合は、その期間に応じて減額されます。

老齢基礎年金の額 = 781,700円／年 × 加入月数／480月（40年間）

<例> 加入月数が合計456月（38年）の場合
781,700円 × 456月／480月 = 742,615円

（参考）任意加入制度について

60歳以上で、①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、①の方は70歳まで、②の方は65歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。お近くの年金事務所へ相談してください。ただし、再任用フルタイムや臨時的任用職員等、厚生年金保険に加入している方は、国民年金に任意加入することはできません。

3 受給権発生後の年金手続について

（1）年金手続の流れ

支給開始年齢等	61歳 (S29.10.2～S30.4.1生) 62歳 (S30.4.2～S32.4.1生) 63歳 (S32.4.2～S34.4.1生) 64歳 (S34.4.2～S36.4.1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤年金払い退職給付
(旧3階)	職域年金相当部分（経過的職域加算額） ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2 (特別支給の退職共済年金)	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	④老齢厚生年金の改定
		加給年金額(該当者のみ)	
1階		③老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

手続時期	必要な手続	提出書類(●必須 ○該当者のみ)	注意事項
60歳到達時 (S24.4.2~S28.4.1生)	①特別支給の退職共済年金の請求手続	●特別支給の退職共済年金「決定」請求書	・在職中でも請求手続が必要。 ⇒繰下げ不可。
61歳到達時 (S28.4.2~S29.10.1生)			
61歳到達時 (S29.10.2~S30.4.1生)	①特別支給の老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)及び添付書類 ○加給年金額請求の添付書類(該当者のみ提出)	・加給年金額の加算は65歳から
62歳到達時 (S30.4.2~S32.4.1生)			
63歳到達時 (S32.4.2~S34.4.1生)			
64歳到達時 (S34.4.2~S36.4.1生)			
65歳到達時 (老齢厚生年金、老齢基礎年金を繰下げ(P20(4))しない場合)	②(本来支給の)老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(老齢厚生年金) 「65歳から請求する」に○をして提出 ○加給年金額対象者の添付書類 (新たに加給年金額対象者を登録する場合のみ提出)	・公務員期間以外の期間がある方 ⇒日本年金機構で手続 ・公務員期間のみの方 ⇒共済組合へ提出。
	③老齢基礎年金の請求手続	●年金請求書(国民年金老齢基礎年金) ●老齢基礎年金受給方法の確認書 「65歳から請求する」に○をして提出	
退職時 (老齢厚生年金を繰下げ(P20(4))しない場合)	④老齢厚生年金の改定請求手続 ^{※1}	●老齢厚生年金(退職共済年金・経過的職域加算)「改定」請求書	65歳になる前の退職の場合でも提出
	⑤年金払い退職給付請求手続	●退職年金(年金払い退職給付)決定請求書 ○退職所得の受給に関する申告書(C一時金を選択した場合のみ提出) ○退職手当の源泉徴収票 (当年中に退職手当支給ありの方のみ提出)	65歳以降の退職の場合に提出し、有期年金の受取方法を選択 A 20年 B 10年 C 一時金

※1 受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続

<老齢年金の繰下げ（P20(4)）を希望する場合の手続（66歳以降に年金を請求する場合）>

手続時期	必要な手続	提出書類	注意事項
65歳到達時	繰下げ希望の申出	●年金請求書（老齢厚生年金） 「繰下げを希望する」に○をして提出 ●老齢基礎年金受給方法の確認書 （公務員期間のみの方） 「繰下げを希望する」に○をして提出	老齢厚生年金を繰下げた場合、加給年金額は繰下げ期間中、支給停止。
退職時	繰下げ待機者としての登録手続	●退職届書	
請求時	老齢厚生年金（老齢基礎年金） 繰下げ請求手続	66歳以降70歳までの請求したいときに公立学校共済組合本部へ連絡	

（２）受給権が発生した時

手続が必要

特別支給の老齢年金を受給するためには、支給開始年齢（P5参照）に達した時に、御自身で年金の請求手続を行う必要があります。支給開始年齢に到達しても、請求手続をしないと、年金は受給できません。

公立学校共済組合神奈川支部の組合員の場合、神奈川支部から手続に必要な書類を自宅あてに送付しますので、期日までに提出してください。（退職された方は、最後に加入していた実施機関（P3参照）から年金請求書が送付されます。）

65歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生し、それぞれ請求手続が必要です。

公立学校共済組合神奈川支部の組合員は、神奈川支部（退職された方は、公立学校共済組合本部）から、手続に必要な書類が自宅あてに送付されますので、期日までに提出してください。

複数の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施期間において、請求手続が必要です。

請求に基づき年金が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が公立学校共済組合本部から自宅あてに送付され、その後、年金の支給が始まります。年金証書等は、大切に保管しておいてください。

① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続

【送付する書類】「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(冊子)等
 【送付時期及び送付先】支給年齢に達する誕生月の前月末に自宅へ送付

受付番号 届書コード 17111 別紙 様式第 101 号

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●年金を受ける方が記入する箇所は (黄色)の部分です。
 ●黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は使用しないでください。

市区町村 実施機関等

受付年月日 受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)の内容を太枠内にご記入ください。

23 郵便番号

フリガナ

住所 市区町村 (建物名も記入してください。)

フリガナ

氏名 (氏) (名) (印)

性別 1. 男 2. 女

提出代行者印 (印)

24 個人番号 (または基礎年金番号)

電話番号 1

25 受取機関

1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)
 2. ゆうちょ銀行(郵便局)

フリガナ

口座名義人氏名 (氏) (名)

26 金融機関コード

支店コード (フリガナ)

27 銀行 28 支店 (フリガナ)

29 預金種別

30 口座番号(左詰めで記入)

1 普通 2 当座

31 年金送金先

ゆうちょ銀行

32 貯金通帳の口座番号

記号(左詰めで記入) 番号(右詰めで記入)

支払局コード 0 1 0 1 6 0

81013 81.08 1

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
(見本)



最初の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。
 (請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。)

③ 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続（65歳）

【送付する書類】「年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」
 「老齢基礎年金受給方法の確認書」

【送付時期及び送付先】65歳の誕生日前後、②と一緒に自宅へ送付※¹

※1 公務員期間のみの方は、公立学校共済組合から送付します。

公務員以外の期間がある方等は、日本年金機構から書類が送付されますので、年金事務所で手続してください。

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）

(見本)

①課所符
連 達 番 号
01 02

②個人番号(または基礎年金番号)
住所個人番号については、4ページを
ご確認ください。

③生 年 月 日
大 昭 年 月 日

④(フリガナ)
氏 名 (氏)

⑤性 別
男 女
1・2

⑥住 所 郵便

⑦ 年金受取機関
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行)
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)

⑧現在、公的年金制度から年金を受けて
いますか。(支給停止中の年金を含む)
○で囲んでください。受けているときは
制度名(共済組合名等)、年金の種
類、その支給を受けることとなった年
月日、年金証書の年金コードまたは記
号番号等を記入してください。請求中
の場合は制度名(共済組合名等)、年
金の種類のみを記入してください。

1. 受けている
(支給停止中の
年金を含む)

2. 受けていない

3. 請 求 中
制 度 名
(共済組合名等)
年金の種類

年金コード等 1 2 3 4 種 別

1907 1018 027 1 (R1.7)

(3) 年金受給権者が退職する時

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合員でなくなる」ことをいいます。

(共済組合の任意継続組合員になる場合も「退職」に該当します。)

年金受給権者が退職するときは、「老齢厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」(65歳以降の退職の場合)が必要です。

⑤ 年金払い退職給付請求手続

【送付する書類】「退職年金（年金払い退職給付）決定請求書」等

【送付時期及び送付先】退職の連絡を受けた後、④と一緒に自宅へ送付※¹

※1 65歳以上で退職する方

退職年金(年金払い退職給付)決定請求書

※太枠の中の事項について、もれなくご記入ください。

基礎年金番号または個人番号	※共济記入欄
(文庫番号) (キ一番号または年金証書番号)	(共済組合員番号) 請求の有無(退職年金受給の有無)
—	有・無

※基礎年金番号10桁、個人番号12桁の番号をご記入ください。

1. 請求者ご自身の内容についてご記入ください。

※性別及び元号については、番号を○で囲んでください。

フリガナ 氏名	フリガナ	性別	生年月日	退職年月日
		1. 男 2. 女	元号 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	元号 年 月 日 4. 平成 5. 令和

住所

郵便番号	フリガナ

金融機関コード	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	預金種別	口座番号(左詰めで記入)
金融機関	銀行	信用金庫	信用組合	協同組合	本店 支店 出張所 本席 本席	普通 当座 定期 零存 定期

年金・一時金送金先

ゆうちょ銀行	貯蓄口座	ゆうちょ銀行	貯蓄口座	ゆうちょ銀行	貯蓄口座	ゆうちょ銀行	貯蓄口座
--------	------	--------	------	--------	------	--------	------

退職年金(年金払い退職給付)
決定請求書 (見本)

※老齢厚生年金と同じ受取口座を指定される場合は、金融機関の証明は必要ありません。

2. 退職年金(年金払い退職給付)の額は、終身退職年金と有期退職年金の合計額となります。このうち、有期退職年金は申出により「20年」、「10年」、または「一時金」で受給することができます。有期退職年金について、下記のア～ウのうち、請求される記号を○で囲んでください。

終身退職年金	
+	
有期退職年金 (下のア～ウのうち、請求される記号を○で囲んでください。)	
ア	20年で受給する。
イ	10年で受給する。
ウ	一時金で受給する。

※1 イまたはウの受給方法の申出は、退職年金の給付事由発生後6月以内である場合のみ請求することができます。

※2 ウを選択する場合、「退職所得の受給に関する申告書」、退職手当を受けられた場合には「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要になります。また、それらの書類の提出がない場合は、源泉徴収額が一律20%になります。(「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの所得については所得税の2.1%を復興特別所得税として併せて源泉徴収します。)

裏面にも記入事項が続きます。

支那受付印

本部受付印

88001
R1.10

(4) 再就職した時

手続が必要

年金受給者が再就職し、共済組合の組合員になった場合は、「年金受給権者再就職届書」に公務員共済組合発行の年金証書(原本)を添付して、所属所を經由して神奈川支部へ提出してください。

施行規程第 160条

年金受給権者再就職届書

個人番号(又は基礎年金番号※)					年金証書	□□-□□□□□□□□				
フリガナ					年金の種類					
受給権者氏名					生年月日	大正	昭和	年	月	日
再就職後	所属機関又は勤務先の名称及び所在地									
	所属共済組合	共済組合			支部	所属所				
	再就職年月日	令和	年		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 年金受給権者再就職届書 (見本) </div>					
	上記のとおり再就職したので届け出ます 公立学校共済組合理事長 殿	令和	年	月						
		加田君	住所	氏名	印					
	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	令和	年	月	日	所属機関名 及び職名 氏名 印				
	所属機関の長									

この届書は、再就職先の共済組合を經由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。
※基礎年金番号(10桁)の場合は左詰めでご記入ください。